

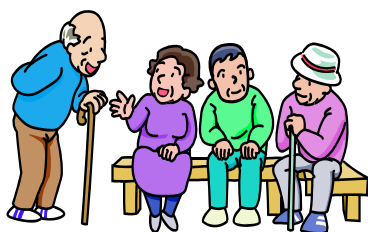
「地域における交通手段の確保対策に関する実態調査」の結果の公表について

だれもが一層楽にでかけられる地域社会をめざして

この調査は、東北管区行政評価局が、地域住民の福祉の増進に資するため、行政の改革・改善のための活動の一つとして実施したものです。

当局は、平成24年2月から宮城県内の市町村を中心に、住民バス等の運行状況、NPO等による過疎地有償運送及び福祉有償運送の実施状況等を調査しましたので、今回その結果を公表するものです。

○ 調査結果は、平成24年8月2日(木)、東北運輸局に対して所見表示しました。



<本件照会先>

総務省東北管区行政評価局
第二部第1評価監視官
小野 武司
(電話) 022-262-9234

概 略

背 景

近年、路線バスは、過疎化の進行、マイカーの普及などにより、路線の廃止及び運行回数の削減が進行

そこで、関係市町村は、地域住民の交通手段を確保するため、住民バス、デマンド型乗合タクシー等を運行（宮城県内では、35市町村のうち、31市町村が住民バス等を運行）

また、国は、平成18年10月から、過疎地等の住民、身体障害者等の移動制約者の輸送サービスを確保するため、NPO等による自家用自動車を利用した過疎地有償運送及び福祉有償運送の登録制度を実施

(調査のポイント)

- ・ 住民バス等の運行状況は、地域住民のニーズに対応した利便性の高いものとなっているか。
- ・ NPO等による過疎地有償運送及び福祉有償運送は、地域住民のニーズのある地域において推進されているか。

(調査対象機関等)

- ・ 東北運輸局
- ・ 宮城県
- ・ 12市町村(うち宮城県内10市町村)
- ・ NPO、社会福祉法人等

所見表示事項

- 1 住民バス等の市町村間移動の困難の解消及び駅・病院への乗り入れの推進
- 2 過疎地有償運送等の普及のための市町村、NPO等への支援の充実
- 3 福祉有償運送の普及のための市町村、NPO等への支援の充実等

<平成24年8月2日>

○ 東北運輸局に
左記1～3を所見表示

1 所見表示事項:住民バス等の市町村間移動の困難の解消及び駅・病院への乗り入れの推進

制度の概要

市町村は、旅客運送事業者に委託し、又は自らが道路運送法第79条(市町村運営有償運送)の登録を受け、住民バス等を運行可能

市町村自らが住民バス等を運行する場合には、市町村、旅客運送事業者等で構成する地域公共交通会議で協議し、合意が必要

市町村運営有償運送の住民バス等の利用者は、当該市町村に在住する住民等が基本となる

調査結果

宮城県内の10市町村の住民バス等の運行状況等を調査した結果、次のようなものがみられた。

- ① 市町村単独で住民バス等を運行しているため、市町村境で路線が分断され、市町村間の移動が困難となっているもの
- ② 住民等から駅及び公立病院への乗り入れ希望が出されているものの、これらの施設について地域公共交通会議で旅客運送事業者等と協議されておらず、乗り入れができないため、利用者にとって不便となっているもの
- ③ 広報紙、ホームページ等で住民バス等の運行状況を十分に周知していないもの
- ④ 市町村運営有償運送の住民バス等については、同運送の登録上は利用者を当該市町村の住民に限定したままとなっているもの

所見表示要旨

東北運輸局は、地域における道路運送の利用者の利便の増進に資するため、次の対応が必要

- ① 住民バス等の運行に当たっては、市町村間の移動の困難の解消が図られるようにするため、市町村及び関係者の連携(共同運行、相互利用、乗り継ぎの円滑化等)を図るよう助言すること。
- ② 住民のニーズに応じて、住民バス等の駅・病院へ乗り入れを可能にするため、地域公共交通会議の場で協議するよう助言すること。
- ③ 住民バス等の運行状況に関して更に周知に努めるよう助言すること。
- ④ 住民バス等については、住民等の利用が基本であるものの一時的な訪問者等の利用も排除するものではないことを検討すること。

2 所見表示事項:過疎地有償運送等の普及のための市町村、NPO等への支援の充実

制度の概要

過疎地有償運送は、公共交通機関だけでは、住民に対する十分な輸送サービスが提供できないと認められる地域(交通空白地域)において実施が可能

同運送は、NPO等が自家用自動車を使用して、登録した会員に対して行う輸送サービス

同運送の実施には、市町村の長が主宰し、旅客運送事業者等が参加する運営協議会の合意を得て運輸支局への登録が必要

調査結果

- ① 宮城県内の調査対象市町村の中には、地域にタクシーの営業所もなく、バス停から数km離れた集落等がみられるなど、住民バス等だけでは、高齢者等の交通弱者の交通手段が十分確保されていない地域が存在
- ② 宮城県内では、過疎地有償運送が現在までのところ実施されていないが、①のような状況がみられ、その対策を検討している市町村もみられることから、県内にも過疎地有償運送に対する潜在的な需要が存在
一方、調査対象市町村、NPO等は、同制度の存在及びその内容を十分理解していない状況がみられ、過疎地有償運送制度の周知・活用が不十分
- ③ 当局が他県の交通手段の確保状況等を調査したところ、交通空白地域の交通手段を確保したいと考える市町村、NPO等にとって参考となる事例がみられ、その周知・活用が必要

- ・ 過疎地有償運送を実施するに当たって、住民意識調査及び試行運行を行い、交通手段の確保に苦慮している現状を運営協議会及び旅客運送事業者に説明し、理解を得た事例
- ・ 住民組織による、町内の病院及び買物先への無償でのボランティア輸送の実施例等

所見表示要旨

東北運輸局は、地域における道路運送の利用者の利便の増進に資するため、次の対応が必要

- ① 市町村、NPO等に対し、過疎地有償運送制度を更に周知すること。
- ② 過疎地有償運送等の活用を希望する市町村、NPO等が円滑に同運送等に着手できるよう、過疎地有償運送の成功例等を含め、有益な情報の提供を行うなど、一層の助言を行うこと。

3 所見表示事項:福祉有償運送の普及のための市町村、NPO等への支援の充実等

制度の概要

福祉有償運送は、公共交通機関のみでは要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に、NPO等が自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービス

運送に当たっては、過疎地有償運送と同様に運営協議会の合意と運輸支局への登録が必要

同運送の運送対象者は、移動制約者である要介護者、身体障害者、要支援者及びその他の障害者

ただし、要支援者及びその他の障害者については、運営協議会において、運送の対象とすることが適当であるか否かの確認を受けることが必要

調査結果

- ① **福祉有償運送の登録団体数は、全国的に増加しているが、宮城県内では減少一方で、宮城県内では、福祉タクシー事業者が存在しないなど、同運送に対する潜在的な需要があると推測される地域が存在**
移動制約者に対する輸送サービスの提供を希望する法人もあるが、これらの法人等に対する**福祉有償運送制度の周知が不十分**
- ② また、県内で同運送を廃止した団体は、廃止の一因として、登録時の運営協議会での**手続の負担に言及しており、東北運輸局における運営協議会の手続の負担軽減のための取組の更なる周知が必要**
- ③ 福祉施設等が利用者から運賃(送迎料金)を徴収する場合、**福祉有償運送の登録手続が必要**なことを十分認識していない状況がみられ、**同制度の周知が不十分**
- ④ 同運送団体の中には、身体障害者等から利用についてのニーズがあるものの、**運送対象者を要介護者だけに限定し、現在もその見直しが行われていないものが存在**

所見表示要旨

東北運輸局は、地域における道路運送の利用者の利益の保護、利便の増進等に資するため、次の対応が必要

- ① 移動制約者の交通手段が十分確保されていない地域のある市町村、NPO等が、移動制約者のニーズを的確に把握できるよう助言するとともに、福祉有償運送の推進を図るため、同制度を十分に周知すること。
また、NPO等の新規及び更新登録時の不安解消のため、運営協議会の運営に対する国の考え方等に関する情報を十分に周知すること。
- ② 福祉施設の送迎料金徴収の実態把握を行い、福祉有償運送の登録の要否の具体例をまとめ、関係通達等と併せて、関係機関等に周知すること。
- ③ 運営協議会において、移動制約者のニーズに基づき、旅客の範囲の拡大の必要性について協議するよう助言すること。